

(別 紙)

平成27年(ワ)第12684号

特許権侵害差止等請求事件

原告 アテンションシステム株式会社

被告 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

準 備 書 面

平成27年7月2日

東京地方裁判所民事第40部3B係 御中

大阪府和泉市 <以下略>

アテンションシステム株式会社

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、個人確認できない電話番号及び持主いない通信機を使用し、譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてならない。
 - 2 被告は、個人確認できない電話番号及び持主いない通信機廃棄せよ。
 - 3 被告は、原告に対し、9万9千円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は被控訴人の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、相手機と他社のコンピュータと無線通信会社のコンピュータを呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機特許権を保有している株式会社である。
- (2) 被告は、相手機と他社のコンピュータ呼出しできない被告製品が呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機特許権侵害した利益回収する株式会社である。

2 原告の特許権

(1) 本件特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」といい、通信傍受法の通信傍受を実施する本件特許に係る明細書及び図1から図4の図面を「本件明細書」という。）を有している（甲1）。

ア 登録番号	特許第3010152号
イ 発明の名称	通信不正傍受阻止システム
ウ 出願日	平成9年12月19日
エ 出願番号	特願平9-365392
オ 登録日	平成11年12月3日

(2) 本件特許発明

本件特許権の特許請求の範囲請求項1の通信不正傍受阻止システムは電話番号一切使わずに、預貯金口座情報提出購入する。通信傍受法の市販されている相手機他社コンピュータと無線通信会社コンピュータ呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機（以下「本件特許発明」という。）は、次のとおり、

「呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機。」（F-09E）である（甲2）。

(3) 本件特許発明の作用効果

呼び出し番号は、何時でも、何処からでも、相手と通話できる。さらに、通話料金は後払いで決済できる。

3 被告の行為

(1) 行為

被告は、平成12年2月ころから現在まで、通信傍受を実施するのに相手機と他社のコンピュータを呼出しできない電話番号である。さらに、個人確認できない電話番号虚偽表示賛同する行為は、通信傍受法違反である。

(2) 被告製品

個人確認できない電話番号及び持主いない通信機（以下「被告製品」という。）を、製造会社で（F-09E）製造され、相手機と他社のコンピュータ呼出しできない被告製品を、無線通信会社が販売の申出をしている。

(3) 電話番号の廃棄

通信傍受法の通信傍受を実施する相手機と他社のコンピュータ呼出しできない電話番号である。さらに、個人確認できない電話番号廃棄を求める。

4 本件特許発明と被告製品との対比

本件特許発明の各構成要件と被告製品の各構成とを対比する。

構成要件A 呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機（F-09E）。

構成要件a 持主いない通信機（F-09E）。

よって、被告製品aは、本件特許発明の構成要件Aを充足する。

被告は、呼び出し番号無断使用することにより、情報通信料電子決済が成立している。

第3 結論

よって、原告は、被告に対し、特許法100条1項、2項に基づいて、被告製品の販売等の差止め及び電話番号廃棄を、民法709条、特許法102条3項に基づいて、損害賠償金9万9千円及びこれに対する不法行為の後の日である本訴状送達の日から支払済みまで、民法所定の年5%の割合による遅延損害金と借受け消費税の支払を求める。

(別 紙)

平成27年(ワ)第12684号 特許権侵害損害賠償請求事件

原告 アテンションシステム株式会社

被告 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

準 備 書 面

平成27年7月6日

東京地方裁判所民事第40部3B係 御中

大阪府和泉市 <以下略>

アテンションシステム株式会社

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、個人確認できない電話番号と持主いない通信機使用し、譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてならない。
- 2 被告は、個人確認できない電話番号と持主いない通信機廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、9万9千円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は、購入機他社のコンピュータと無線通信会社のコンピュータ「呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機」特許権を保有している株式会社である。

(2) 被告は、利益回収目的のコンピュータと通信に管理依存する企業が「呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機」特許権を侵害している株式会社である。

2 原告の特許権

(1) 本件特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、これに係る特許を「本件特許」といい、通信傍受法の通信傍受を実施する本件特許に係る明細書及び図1から図4の図面を「本件明細書」という。）を有している（甲1）。

ア 登録番号	特許第3010152号
イ 発明の名称	通信不正傍受阻止システム
ウ 出願日	平成9年12月19日
エ 出願番号	特願平9-365392
オ 登録日	平成11年12月3日

(2) 本件特許発明

本件特許権の特許請求の範囲請求項1の通信不正傍受阻止システムは電話番号一切使わずに、個人が預貯金口座情報提出して購入する通信傍受法の購入機他社のコンピュータと無線通信会社のコンピュータ呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機（以下「本件特許発明」という。）は、次のとおり、

「呼び出し番号入力繋ぐ自己通信機。」（F-09E）である（甲2）。

(3) 本件特許発明の作用効果

本件特許発明の呼び出し番号は、何時でも何処からでも、相手と無線通話できるIT技術を購入者に提供し、紛失又は盗難にあっても、大切な個人の口座情報守るために、コンピュータが24時間365日管理している。

3 被告の行為

(1) 行為

被告は、平成12年2月から現在まで情報通信料電子決済実施するのに、購入機他社のコンピュータ呼出しできない電話番号である。さらに、個人確認できない電話番号虚偽表示賛同する行為は、通信傍受法違反である。

(2) 電話番号廃棄

通信傍受法の通信傍受を実施する購入機他社のコンピュータ呼出しできない電話番号である。電子決済の個人確認できない電話番号廃棄を求める。

4 圧力に耐える本件特許発明

株式会社ドコモ社は、平成27年6月10日に、大阪地方裁判所岸和田支部で、本件特許権差押さえ及び競売申立したが、購入者が平成12年2月から現在まで、既に本件特許発明の「呼び出し番号」購入して使用している。原告は、平成27年6月28日に取り下げの申出をした。

5 電話番号虚偽表示

被告は、通信傍受法の情報通信料電子決済している通信に係る発信と受信する番号名は非公開である。よって、電話番号虚偽表示を指摘する。

第3 結論

原告は、被告に対し、民法709条、特許法102条3項に基づいて、本件特許発明の呼び出し番号を無断使用した損害賠償金9万9千円及びこれに対する個人確認できない電話番号の虚偽表示に賛同する不法行為の後の日である本訴状送達の日から支払済みまで、民法所定の年5%の割合による遅延損害金と借受け消費税の支払を求める。